受託単価規定

一般社団法人サイバースマートシティ創造協議会

１．目的

この規定は、一般社団法人サイバースマートシティ創造協議会が外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

２．受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。

単位：円（税抜）

種別	基準日額	基準時間単価	職務内容
ディレクター	440,000	55,000	全ての業務を監理し、最終的な責任を負う
統括 コーディネーター	400,000	50,000	業務全般に精通し、担当プロジェクトの計画立案・実施に責任を負う
シニア コーディネーター	280,000	35,000	上席者の指揮・指示のもと、プロジェクトチームを率い、業務にあたる。
コーディネーター	240,000	30,000	上席者の指揮・指示のもと、プロジェクトチームの中核として業務にあたる。
リサーチャー	200,000	25,000	上席者の指揮・指示のもと、業務の円滑な遂行のため調査に従事する。
ジュニア リサーチャー	160,000	20,000	上席者の指揮・指示のもと、業務の円滑な遂行のため調査に従事する。

注）上記受託単価に含まれない費用(旅費交通費、印刷製本費等の諸費用)および一般管理費につきましては、別途お見積の上、請求させていただきます。

３．附則

令和2年10月30日：制定

令和3年8月2日：改定

令和5年1月23日：団体名称変更

令和7年3月27日：改定

以上